

令和 7 年 12 月 22 日

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部長 野村 知司 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

全国社会就労センター協議会

会 長 叶 義文

就労継続支援 B 型等の基本報酬見直し等について

12 月 16 日に開催された「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」において、令和 8 年度臨時の報酬改定として、就労継続支援 B 型の基本報酬区分の基準を報酬額が下がる方向で見直すこと、また就労継続支援 B 型・共同生活援助等における新規事業所の基本報酬引き下げなどの方向性が示されました。

このことについて本会は、強い遺憾の意を表します。

自治体による指定の結果責任を、期中の報酬見直しで事業者が被ることに疑問

今般の臨時改定の背景に総費用額の伸びがあり、その要因に一部サービスでの事業所数の増加などが指摘されていますが、事業所数の増加は自治体の指定によるものです。

報酬は 3 年を一期とした改定が通例であり、各事業所は担保された 3 年間の収入を念頭に経営計画を立てます。自治体による指定の結果責任を事業者が被り、この担保を翻されることに大きな疑問を感じます。

総費用額の伸びの抑制は、不適切な運営を行う事業者への対応をもって図られるべき

報酬改定検討チームで意見申しあげたとおり、就労系事業における事業所数の増加や総費用額の伸びには、不適切な運営を行う事業者の影響が大きいと考えます。

基本報酬は、不適切な事業所も適切な事業所も、すべての事業所に影響するものです。

本会会員事業所では、利用者のニーズに基づき、質の高い「働く・くらす」支援に取り組んでいますが、不適切な運営を行う事業者の割を食って、適切に就労支援に取り組む事業者も報酬の引き下げを被ることは看過できません。

総費用額の伸びの抑制は、不適切な運営を行う事業者への対応をもって図られるべきです。

なお、今年度補正予算において、障害福祉分野では月 1 万円・6 か月分の賃上げ施策を盛り込んでいただきましたが、介護分野ではこれに上乘せする賃上げのほか、物価上昇下でのサービス継続支援施策が講じられています。このことについても、障害福祉事業所の人材確保やサービス継続に向けて、総費用額の伸びの影響があるのか、強い危惧を抱いているところ です。

令和 8 年度予算案における処遇改善・物価高騰対策の動向を、連携する障害福祉関係団体とともに注視しています。